

「ファミリーデー」西原町児童生徒家族休暇制度 Q & A

令和8年7月
西原町教育委員会

Q1 「ファミリーデー」西原町児童生徒家族休暇制度とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するための制度です。保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得することができます。取得した日は欠席にならず、出席停止として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつ取得できますか

A3 学校行事がある日は取得できません。また、学校が取得できない日と定める日も取得できません。取得を検討する際は、予め学校の行事計画表等をご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 本制度では計画的な取得を推奨しており、学校も早めに把握することが必要なことから、可能な限り1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。